

■ はじめに

1 計画策定の趣旨

平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定されました。これらの法律に基づき、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図ることを目的とする「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月より本格施行されています。

この新制度により、市町村が幼児教育・保育の実施主体として、5年間ごとの教育・保育の量や質の向上を定めた、子ども・子育てに関する計画（市町村「子ども・子育て支援事業計画」）を策定することになり、県はそれを支援する「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定しています。

県では、平成27年3月に策定した「支援計画」が令和元年度末をもって終了することから、これまで実施してきた施策の成果や課題等を踏まえ、教育・保育の量や質の向上を目指す令和2年度からの新たな計画「第二期長野県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、「子ども・子育て支援法」第62条第1項に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年7月2日 内閣府告示第159号）に即して策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく都道府県行動計画（「長野県子ども・若者支援総合計画」）の一部を構成し、「長野県社会的養育推進計画」「長野県障がい者プラン2018」などの県の関連諸計画との整合を図ります。

3 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

〈長野県が策定している行動計画〉

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
都道府県行動計画	ながの子ども・子育て支援計画			長野県子ども・若者支援総合計画							
子ども・子育て支援事業支援計画	第1期				第2期						